

姫路市吹付けアスベスト除去等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において、民間の既存建築物に吹き付けられたアスベストの飛散から市民の健康被害を予防し、安全な市街地環境の整備の促進を図るため、アスベスト調査事業又はアスベスト除去等事業を施行する者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 建築基準法（昭和25年法律第201号）第28条の2第1号に規定する石綿等をいう。
- (2) アスベスト調査事業 建築物に露出して施工されている吹付け建材についてアスベスト含有の有無及び含有している場合の含有量に係る調査（以下「含有調査」という。）をする事業をいう。
- (3) アスベスト除去等事業 建築物に露出して施工されている吹付けアスベスト又は吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の0.1%を超えるもの（以下「吹付けアスベスト等」という。）を除去し、封じ込め、又は囲い込む措置（以下「除去等」という。）を行う事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）の所有者
- (2) 補助対象建築物の管理者、占有者その他補助対象建築物について権原を有する者で、所有者の同意を得てアスベスト調査事業を行うもの
- (3) 補助対象建築物が建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）が適用されるものにあつては、同法第3条又は第65条に規定する団体の代表者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、アスベスト調査事業及びアスベスト除去等事業とする。

2 アスベスト調査事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者（以下これらを「調査者」という。）による調査に基づき実施するものであること。

(2) 分析方法は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく次に掲げる規格のいずれかに適合する方法によること。

ア 日本産業規格A1481-1（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法）

イ 日本産業規格A1481-2（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法）

ウ 日本産業規格A1481-3（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第3部：アスベスト含有率のX線回折定量分析方法）

エ 日本産業規格A1481-4（建材製品中のアスベスト含有率測定方法―第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法）

3 アスベスト除去等事業は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) アスベスト除去等事業の計画の策定は、調査者が行うこと。

(2) 除去等を施工する者は、前号に規定する計画に基づく現場体制に基づき施工すること。

(3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他のアスベスト関連法令等の基準を遵守すること。

(4) 吹付けアスベスト等の除去等を行った後の建築物は、建築基準法その他の法令に規定する耐火性能を満たすよう措置を講じること。

(5) 補助対象建築物の全ての箇所において、吹付けアスベスト等の飛散防止対策が完了すること。

（補助対象建築物）

第5条 補助対象建築物は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 姫路市内に存すること。ただし、国又は地方公共団体が所有するものを除く。
- (2) アスベスト調査事業にあつては、アスベストが含有しているおそれのある吹付け建材が露出して施工されているものであること。
- (3) アスベスト除去等事業にあつては、含有調査の結果、吹付けアスベスト等が施工されていると判明したもののうち次のいずれかに該当するものであること。

ア 1棟当たりの延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）が1,000㎡以上のもの

イ 建築基準法別表第1（一）の項（い）の欄及び（四）の項同欄に規定する用途並びにホテル及び旅館の用途が含まれる建築物で、1棟当たりの延べ面積が300㎡以上のもの

- (4) 補助対象事業を行う部分について解体する予定がないこと。
- (5) 補助対象事業に関し、他の補助金が交付されていないこと。
- (6) この要綱に基づき、同一事業の補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、当該各号に定める額（1棟につきそれぞれ1回を限度とする。）とする。

- (1) アスベスト調査事業 含有調査にかかる費用の額（消費税及び地方消費税相当額を除く。千円未満切捨て。）。ただし、25万円を限度額とする。
- (2) アスベスト除去等事業 吹付けアスベスト等の除却等にかかる費用及び除去した結果露出した鉄骨等の部材について建築基準法その他の法令に規定する耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1の額（千円未満切捨て。）。ただし、200万円を限度額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象事業ごとに補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、市長が必要と認める書類を添付して、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次条に規定する交付の決定の通知の日までは補助対象事業の着手（当該事業に係る契約の締結を含む。）をしてはならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）又は補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定又は前条により交付決定に付された条件に不服があるときは、交付決定のあった日から起算して15日を経過した日までに補助金交付申請取下げ届（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。ただし、市長が必要と認めるときは、この期日を変更することができる。

（着手の届出）

第11条 補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業（以下「交付決定事業」という。）に着手したときは、速やかに着手届（様式第5号）を、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

（交付決定事業の内容の変更）

第12条 補助事業者は、交付決定事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、変更に係る事業に着手する前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知す

るものとする。

3 第9条の規定は、第1項の承認について準用する。

(交付決定事業の廃止)

第13条 補助事業者は、交付決定事業を取り止めるときは、速やかに交付決定事業廃止承認申請書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は速やかに交付決定事業廃止承認通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知する。

(遂行命令)

第14条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って交付決定事業を遂行していないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って交付決定事業を遂行すべきことを命じることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、交付決定事業が完了したときは、当該交付決定事業の完了の日から起算して30日以内又は当該交付決定事業に係る申請年度の2月10日(同日が休日等(土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)である場合は、それらの日前において、それらの日に最も近い休日等でない日)のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第10号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正命令)

第17条 市長は、前条の規定による審査において、交付決定事業の成果が交付決定

の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に命じることができる。

(補助金の請求)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金の額を確定した後に、補助金の交付をする。ただし、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 第16条の補助金額確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第12号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、交付決定事業を行った建築物の全部又は一部を、交付決定事業の完了後5年間は、市長の承認なく補助金の交付の目的に反して解体し、又は譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付決定事業の完了後5年間、保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 各法令の規定又はこれに基づく市長の処分等に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団等に利益を供する契約等を行ったことが判明したとき。
- (6) 第14条及び第17条に規定する命令に従わないとき。
- (7) 天変地異その他交付決定後に生じた事由により、交付決定事業を継続する必要がなくなったとき、又は継続することができなくなったとき。
- (8) その他市長が別に定める事由に該当するとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通

知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

（補助金の返還）

第21条 市長は、第12条第2項の規定により交付決定の変更が行われた場合、及び前条第1項の規定により交付決定の取消しが行われた場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに補助事業者に対し、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により返還を命じられた補助事業者は、市長が定める返還納付期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

（加算金及び遅延利息）

第22条 前条第1項の規定により補助金の返還を命じられた者は、補助金の交付の日から前条第2項の返還納付期限までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

- 2 前条第1項の規定により補助金の返還を命じられた者は、前項に規定する期限までに当該加算金を納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算額又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第23条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の様式第12号の規定は、令和3年4月1日以後にされた交付の申請に係る補助金について適用し、同日前にされた交付の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

